# 5-1 課税状況

### (1) 課税状況

	(1) 課税状況 区				2	分				相	続	人	の	娄	Ź		金			額					
													外						人	外					<del>-</del> 円 -
取		得			け 			=		価		額						7, 1	135			48	30, 6	540, 8	331
相	続	時 #	青	算	課	税	適	用	則	才	<b>E</b> 但	新額						2	232				6, 9	928, 5	568
債		矛	务			控			胬	÷		額						3, 8	891			;	38, 6	815, 9	985
暦	年	課	税	. 5	ने	贈	与	i J	材	産	価	額						ć	941				3, 6	647, 4	166
課			7	锐				価				格	実					7, 1	83			4	52, 6	600, 8	380
				算			出			税		額						7, 0	)55			į	56, 9	938, 3	395
相	続	税	額	2		割		力	]	筝	<b>筆</b>	額						7	710				Ć	936, 2	232
								Ē	H				実					7, 0	)55			į	57, 8	374, 6	627
				暦	年	部	果	税	分	贈	与	- 税						2	229				4	117, (	079
				配				仴	1			者						1, 1	173				13, 2	269, 9	972
				未			成			年		者							47					15, 2	202
税	額	控	除	障				讆	Î			者						2	213				4	242, 7	706
				相			次			相		続						2	269				-	578, (	090
				外			玉			税		額							_						-
								<u>=</u>	ŀ				実					1, 8	324				14, 5	523, 0	)49
差			Ī	31				税				額	実					6, 0	)73			4	13, 3	351, 5	578
相	続時	持	算	課	税	分	贈	与	税	額	控『	余 額							87				3	369, 6	680
小												計						6, 0	)55			4	42, <u>9</u>	981, 8	399
農	地	1	等		納		税		猶		予	額						]	114				(	989, (	017
株	式	·-	等		納		税		猶		予	額							2					87, 1	149
_	# 6ª	. xy	ψ∓	納			付			税		額	実					6, 0	)25			4	<b>1</b> 2, (	000, 9	912
甲	告約	外稅	頟	還			付			税		額	実						53					95, 1	179
災	害減	免	法	第	4	<del></del> 条	に	ょ	る	免	除租	兑 額							-						-
遺	産	に	1	系	る	- 2	基	礎		控	除	額						2, 6	527			20	)9, 4	100, (	000

平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈 調査対象等: 与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成24年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注)
- 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
  - 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

#### (2) 課税状況の累年比較

(Z) p	<b>诛忧认</b> (7)	の累年比較								
年	分	和比	果税価格	相続税額	税額控除	岩	內付税額	ž	被相続人の数	
4-	),	相続人の数	金 額	1101/01/01/19	7元4只1王/示	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	10人1日前に ノヘック 女人
		人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成1	19年分	6, 791	413, 267, 205	46, 273, 046	13, 236, 571	5, 718	31, 395, 838	28	53, 566	2, 400
平成2	20 年分	6, 530	434, 558, 359	60, 652, 938	20, 374, 228	5, 495	38, 804, 568	27	77, 186	2, 380
平成2	21年分	6, 695	406, 890, 118	44, 223, 276	11, 625, 656	5, 695	30, 972, 292	27	53, 237	2, 413
平成2	22 年 分	6, 854	415, 275, 526	45, 835, 459	12, 315, 198	5, 718	32, 243, 777	29	56, 857	2, 513
平成2	23 年 分	7, 183	452, 600, 880	57, 874, 627	14, 523, 049	6, 025	42, 000, 912	53	95, 179	2, 627

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

### (3) 税務署別課税状況

(3)				<del>!税状況</del> 課 <sup>‡</sup>	锐 価 格		納	付 税 額		被相続人
税	務	署	名	相続人の数	金	額	相続人の数	金	額	の数
				人		千円	人		千円	人
<u>鳥</u>			取	183		050, 427	154		78, 850	67
米 倉			子吉	106 92		943, 813 360, 542	77 73		260, 693 278, 171	42 31
鳥	取	県	計	381		354, 782	304		817, 714	140
7119	-  /	<i>,</i> , ,	н			.,		., -	.,,,,,,,,	
松			江	160	11, (	030, 510	128	1, (	04, 939	60
浜			田	81		872, 196	65		206, 430	28
出			雲田	128		875, 515	105	3	38, 840	45
<u>益</u> 石	見	大	田田	35 X	1,	746, 018 X	31 X		74, 287 X	12 X
大	<i>у</i> ц ,		東	34	1, (	654, 121	28		83, 398	12
西			郷	X	·	X	X		X	X
島	根	県	計	455	26, 2	290, 530	371	1, 7	53, 640	164
1771	.1.		4	001	10. (	DEO 765	007	1.6	T1 C14	100
岡岡	<u>山</u> 山		東西	281 442		859, 765 894, 792	237 374		351, 614 368, 041	108
西西	大		寺	88		551, 846	69	,	234, 278	164 34
瀬	- / (		戸	76		415, 462	64		506, 561	29
児			島	51		964, 679	45	6	16, 273	18
倉			敷	409		566, 670	337		80, 987	157
玉			島	116		969, 009	98	,	08, 932	44
<u>津</u> 玉			山野	84 60		073, 744 602, 270	69 49		314, 342 237, 609	31 16
空笠			岡	45		410, 837	30		20, 183	14
高			梁	11		575, 129	10		35, 424	4
新			見	13	1, (	089, 567	10		54, 974	7
久				25		374, 120	21		88, 473	9
岡	山	県	計	1, 701	115, 8	347, 890	1, 413	13, 4	17, 688	635
広	島		東	293	15 (	989, 922	256	1 (	95, 075	103
広			南	175		231, 253	160		193, 073 149, 579	73
広	島		西	464		738, 980	399		76, 513	165
広	島		北	475	31,	555, 439	405	2, 9	54, 858	173
1.1.	呉		l-r-	256		529, 342	218		95, 065	91
竹二			原原	28		366, 075	23		63, 796	10
<u>二</u> 尾			道	85 165		978, 672 661, 855	74 130		185, 288 189, 150	34 67
福			山	555		929, 953	460		526, 402	194
府			中	126		196, 045	104		257, 679	45
111			次	35		926, 922	31	1	11, 247	15
庄			原	16		641, 546	15		21, 613	5
西廿	日		条市	157 347		360, 912 310, 915	130 296		729, 450 337, 045	55 118
海	Н		田田	249		188, 534	204		576, 908	99
吉			田	30		083, 290	25		21, 584	10
広	島	県	計	3, 456	217,	489, 655	2, 930		91, 251	1, 257
<u></u>			目目	005	15.7	EO EOE	101	1 - 4	OF 701	00
下宇			関部	235 110		550, 525 158, 450	191 89		85, 781 559, 593	83 42
山			디	158		311, 729	131		30, 010	64
	萩			36		972, 638	34		93, 844	13
徳			Щ	206	11, 2	210, 219	173		66, 775	69
防			府	131		439, 388	113		306, 918	44
岩	714		国	128		093, 381	111		79, 334	48
長	光		門	48 19		505, 979 159, 725	42 17		345, 952 41, 763	19
柳			井	72		880, 759	65	F	501, 099	24
厚			狭	47		335, 230	41		.09, 551	16
ш		県	計	1, 190		618, 023	1, 007		20, 619	431
600									00.6/2	
総			計	7, 183	452, (	600, 880	6, 025	42, 0	00, 912	2, 627

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

	<u>い処理の状況</u>		課	税	価 格		納	付	税額	444	hudi Lan W	
×	分	柞	続人の数		金 額		目続人の数		金 額	傚1	相続人の数	
	the the that		人		千円		人		千円		人	
	申 告 額		7, 195		451, 750, 547		6, 036		41, 779, 901		2, 627	
	修正申告による増差額		182		1, 539, 134		292		332, 426		126	
本年分	更正による増差額		_		_		_		_		_	
本平力	更正等による減差額		70	Δ	688, 801		96	Δ	111, 415		47	
	決 定 額		-		-		_		_		-	
	計	実	7, 183		452, 600, 880	実	6, 025		42, 000, 912	実	2, 627	
	申 告 額		261		11, 722, 042		216		397, 296		120	
	修正申告による増差額		853		11, 167, 302	302	1, 259		2, 057, 561		517	
過年分	更正による増差額		-	$\triangle$		-		-	$\triangle$	-		-
週午分	更正等による減差額		251			2, 551, 618		299		529, 126		136
	決 定 額		-			-		-		-		-
	計	実	1, 334		20, 337, 726	実	1, 728		1, 925, 731	実	677	
	申 告 額		7, 456		463, 472, 589		6, 252		42, 177, 196		2, 747	
	修正申告による増差額		1, 035		12, 706, 436		1, 551		2, 389, 987		643	
合 計	更正による増差額		-		-		-		-		-	
	更正等による減差額		321	Δ	3, 240, 419		395	Δ	640, 541		183	
	決 定 額		_	ı		-		_		-		-
	計	実	8, 517		472, 938, 606	実	7, 753		43, 926, 643	実	3, 304	

調査対象等: 「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得 した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成24年10月31日までの申 告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日)から平成24年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

#### (5) 加算税の状況

(0)	74151	·17L v 7 1						
区		分	過少申告	<b>告加算税</b>	無申告	加算税	重 加	算 税
		N	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	77	13, 295	41	9, 910	16	25, 735
過	年	分	870	141, 282	190	46, 956	155	203, 335
合		計	947	154, 577	231	56, 866	171	229, 069

調査対象等:「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

## 5-2 課税価格階級別

## (1) 人員、課税価格及び税額

課税価	格階級	被相続人の 数	課	税。但	i格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分 贈 与 財 産 価 額	納付税額	法定相続人の数
		人			千円		用 子 刈 座 Щ 額	千円	人
1	億 円 以 下	757		62, 96	4, 697	1, 919, 015	510, 317	871, 967	1, 733
1	億 円 超	1, 322		181, 06	1, 463	1, 930, 266	1, 188, 696	7, 308, 644	4, 184
2	"	317		75, 15	7, 628	334, 347	556, 818	6, 537, 746	1, 097
3	"	157		58, 18	3, 441	1, 472, 522	426, 500	7, 926, 006	539
5	"	39		22, 35	8, 912	-	163, 448	3, 898, 754	148
7	"	14		11, 41	1,601	118, 750	229, 980	2, 495, 164	41
10	"	16		21, 01	2,880	958, 157	24, 731	6, 551, 349	47
20	"	3		7, 36	2,072	50, 000	515, 325	1, 847, 424	8
30	"	1		4, 35	5, 315	-	3, 300	479, 760	7
50	"	-			-	-	-	-	-
70	JJ	1		7, 88	2, 538	-	-	3, 863, 087	1
100	II	-			-	-	-	-	-
合	計	2, 627		451, 75	0, 547	6, 783, 058	3, 619, 115	41, 779, 901	7, 805

調査対象 等: 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相 続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成24年10月31日までに提出された「申告書(修 正申告書を除く。)」に基づいて作成した。 (2) 法定相続人員別の被相続人数

(2)	法	定相続人	貝)	別の被相続	人数													
讍	税	価 格		法定相続人員別被相続人数														
課階	176	価格級	Ī	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	10人超 のもの			
114		.,,,,,		のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの			
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
1	億	円以	下	14	146	278	245	74	-	-	-	-	-	-	-			
1	億	円	超	2	83	293	471	322	107	32	10	1	1	-	-			
2		"		1	16	48	119	87	22	12	7	3	-	_	2			
3		"		1	8	25	54	46	12	6	2	2	1	-	-			
5		"		-	1	7	12	8	8	2	-	-	-	-	1			
7		II.		-	1	7	2	1	2	1	-	-	-	-	-			
10		II.		-	3	2	6	3	2	-	-	-	-	-	-			
20		JJ		=	=	1	2	-	-	-	=	-	-	=	=			
30		"		=	=	-	-	-	-	-	1	-	-	=	-			
50		n		=	-	-	-	-	-	-	=	-	-	-	-			
70		JJ		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
100		JJ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	合	計		18	259	661	911	541	153	53	20	6	2	1	3			

## 5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取	(特別 産 等 の 種 類	被	相続	人 の 数	取	得財	産 価 額
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)			人 814			千円 20, 593, 991
土	畑 (耕作権及び永小作権を含む。)			1,026			15, 975, 937
<u> </u>	宅地(借地権を含む。)			2, 394			135, 456, 326
地	山林			858		1, 382, 789	
쁘	その他の土地			819			13, 069, 503
	計	実		2, 449			186, 478, 547
家 屋	、構築物			2, 332			26, 924, 824
事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品			329			595, 336
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等			42			86, 944
(農業)	売 掛 金			82			193, 923
用	その他の財産			168			695, 338
財産	計	実		453			1, 571, 542
	特定同族会社の株式及び出資			498			23, 329, 034
	同上以外の株式及び出資			1,744			21, 632, 256
価 証	公 債 及 び 社 債			690			12, 725, 654
券	投資 • 貸付信託受益証券			909			17, 388, 398
	計	実		2, 113			75, 075, 342
現 金	、 預 貯 金 等			2, 613			134, 082, 462
家	庭 用 財 産			1, 706			764, 311
	生 命 保 険 金 等			652			18, 317, 983
その	退職金及び功労金等			172			8, 000, 544
他 の	立 木			163			274, 374
財 産	そ の 他			2, 254			29, 029, 927
·	計	実		2, 323			55, 622, 828
合	計	実		2, 615			480, 519, 856
相続時料	清 算 課 税 適 用 財 産 価 額			171			6, 783, 058
	債務			2, 277			34, 410, 583
債 務 等	葬 式 費 用			2, 539			4, 760, 899
<del>寸</del>	計	実		2, 585			39, 171, 482
差引	純 資 産 価 額	実		2, 619			448, 131, 432
加算贈与財	産 価 額 暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	Ì		546			3, 619, 115
課	税 価 格	実		2, 627			451, 750, 547

調査対象等: 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。) について、平成24年10月31日までに提出された 申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。